

規約（会則）の見本

石狩サークル 会則（ ○年○月○日制定）

石狩サークルは、この会則の定めるところにより運営する。

1. 活動目的

本サークルは、〇〇活動を通して、技術習得と〇〇の向上を目的とする。

2. 加入資格

本サークルの活動に意欲的に参加する者とする。

3. 役員

- （1）代表、副代表、事務局長、会計監査を1人置く。
- （2）代表は、本サークルを代表する。
- （3）副代表は、代表を補佐し、代表に事故があったときは職務を代理する。
- （4）事務局長は、会務の全てを統括する。

4. 会費

会費を1人月額500円（子ども200円）とする。

5. 総会

- （1）意思決定機関として総会を置く。
- （2）総会は、過半数の会員の出席により成立し、出席者の過半数の賛成により議事を決する。
- （3）軽易な事項は総会の委任により役員が決することができる。

6. 会計年度

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この規約（会則）は、令和〇年〇月〇日から施行する。